

CNNニュース

No.96

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)

国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年4回刊

謹賀新年

巻頭言

良識ある市民の力を結集し「プライバシーを大事にする社会」を再生しよう！

安心・安全が第一、「悪いことしていなければ怖がることはない」を合言葉に、逃げ場のない高度のデータ監視社会へまっしぐらの状況である。政府や企業が、金融資産・納税・犯歴・健康・生体・購買など大量の個人データを握り、公道・職場・自宅など所構わず常時市民を監視するのが当たり前のような風潮である。

データ監視社会の構築に貢献しているのは、マイナンバー（国民番号）、監視カメラ、盗聴／通信傍受装置、クッキー（cookie）、電話番号表示サービス（cooler ID）、GPS（全地球測位システム）、AI（人工知能）など個人を監視するさまざまなツールだ。IT企業の多くは、こうした監視ツールを、国家や企業・市民などと売り付け、巨大な利益をあげている。だが「市民のプライバシーは人権である」という認識に欠ける。マスメディアも、「監視社会の危険な現実」に警鐘は鳴らすものの、正面から監視ツールや先端IT技術の包括的な規制には消極的だ。IT利権の広告収入で潤っているからだ。

個人データのグローバルな獲得競争が激化している。市民は、パソコン（PC）やスマートフォン（スマホ）などを使うたびに、国境のないネット空間を通じて、個人データが大手のIT企業にタダで提供することになる。今や、プラットフォームと呼ばれるオンライン仲介企業である巨大な4強、ガーファ／GAFA（グーグル[親会社はアルファベット]、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップル）は、全人類の個人デー

タの8割をつかんでいる。

IT企業は、手にした膨大な個人データを、ビッグデータ（big data）として利活用し、企業利益の極大化につなげている。ビッグデータ、とりわけメタデータ【「データ」が電子メールや通話の内容のことなら、メタデータは送受信者の身元や日時、場所、通信時間の長さなど枝葉のデータなど】を手中にすることで、個人の最もプライベートな情報に再生することも可能だ。データ監視社会を大きく育てる素地になっている。

EU（欧州連合）は、2018年5月に、4強による個人データの独占に待ったをかけた。データローカライゼーションの思考に立ち、一般データ保護規則（GDPR）を施行した。これにより、個人のプライバシー権保護を強固にすることによって、個人が企業に対抗できる仕組みを整えた。

わが国の政治は、IT企業のやりたい放題を放任、すすむ監視社会に歯止め策を講じることには消極的だ。与野党を含め、本気でプライバシー権を尊重する社会への展望を拓こうとする政治家は見当たらない。また、巷には人権を護ろうという気概に欠ける政官御用達のプライバシー研究者がバッコしている。

このように、政官学は、プライバシー侵害的なツールの拡散防止に日和見的な態度に徹している。わが国は、市民の逃げ場のない超データ監視国家に突き進むのか、それとも、市民の人権を尊重すべく、プライバシーを人権として積極的に法認する方向へ舵を切るのか、まさに岐路にたっている。良識ある市民の力を結集し「プライバシーを大事にする社会」を再生しようではないか！

本年も、PIJの支援を切にお願いしたい。

◆ 主な記事 ◆

- ・巻頭言～プライバシーを大事にする社会を再生しよう
- ・マイナンバーカードを使った消費税逆進対策のカラクリ
- ・共通番号いらないネット：全国集会を開催（東京都）
- ・政府がAI総合戦略推進に向け政策パッケージを策定

2019年1月7日

PIJ代表 石村 耕治

石村 PIJ 代表に聞く

またぞろ、マイナンバーカードを使った
消費税逆進対策のカラクリ

—— 動機が不純な“自治体ポイント”プランは要らない ——

対論

話し手 石村 耕治 (PIJ代表)

聞き手 辻村 祥造 (PIJ副代表)

2019年10月の消費税率10%への引上げを前にして、与党・政府は、2018年11月に、「自治体ポイント」プランを出してきた。自治体ポイントプランは、個人番号（マイナンバー）カードを使って逆進対策？を講じるためとのことだ。クレジットカードなどの民間ポイントをマイナンバーカードに貯められる。カードを店舗の端末にかざせばポイントで支払いもできる。無料で一定額のポイントを加算する仕組みでもある。所得制限は設けない方針だという。加えて、自治体がポイントの形で商品券を発行すれば、紙の商品券より上乗せ額を大きくする案も浮上している。

一言でいえば、この自治体ポイントプランは、ICカード両面に基本的な個人情報や背番号が記載された危ないマイナンバーカードを常時持ち歩かせようとする悪巧みそのもの。低迷するマイナンバーカードの取得を伸ばそうとするプランだ。しかし、民間ポイントの集約など民間がやればよいようなことに行政（官）が手出しするプランにはまったく賛成できない。行政（官）には、災害時の緊急対応や高齢者対策、待機児童対策など、もっと他にやるべき業務は山ほどある。自治

体ポイントプランなど、民間でもできるような業務を増やすようなことはやってはいけない。

このマイナンバーカードを使ったポイント制は、以前にどこかで耳にしたプランだと思う人も多いのではないか。2015年9月に、財務省は、2017〔平成29〕年4月1日から消費税率10%への引上げに伴う逆進性解消対策として、「日本型軽減税率制度」構想を公表した（CNNニュース83号参照）。この構想は、帳簿方式の消費税を維持するために軽減税率は導入しない。その代り、店頭では飲食料品の購入につき10%の消費税を支払い、後に「領収証（レシート）額を基に一定額、あるいは2%相当の消費税額を還付する制度」である。「消費税レシート還付制度」ともいえる仕組みだ。このプランに対しては、ちゃんとした軽減税率を制度化すべきであるとする公明党をはじめ各界からブーイングが鳴り響き、頓挫した。

またぞろ、与党・政府のマイナンバーカードを使った消費税逆進対策（？）プランのカラクリについて、石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が聞いた。

(CNNニュース編集部)

◆政府の「自治体ポイント」プランのカラクリ

（辻村）与党・政府は、2019年10月の消費税率10%への引上げを前にして、2018年11月に、「自治体ポイント」プランを出してきました。自治体ポイントプランは、個人番号（マイナンバー）カードを使って逆進対策を講じる趣旨で導入するとしています。中央の役人は、クレジットカードなどの民間ポイントをマイナンバーカードに貯められ

る仕組みを立ち上げれば、庶民に喜ばれるのでは、と考えているのでしょうか？

（石村）地域の商店街などで利用できる「自治体ポイント」を、一定期間だけ、国の支援で加算するとされていますが、番号カードを持たせようという不純な動機がありありのプランです。そもそも、こうしたプランが、消費増税に伴う逆進対策といえるものなのかどうかについても、大きな疑問符がつきます



(辻村) 自治体ポイントは、クレジットカードなどの民間ポイントをマイナンバーカードに貯められる仕組みにするとかっています。しかし、こんな仕組みは、すでに民間のIT企業がスマホアプリを使ってやっていますからね。

(石村) ポイント集約スマホアプリなどそこら中にあふれてかえっています。にもかかわらず、以前から、総務省とか中央の役人は、こうした提案をしておりました。いずれにしろ、民間がやるべきこと、あるいは民間がやれることを官（行政）がやるのは、いただけませんね。

(辻村) 中央の役人は、自治体を自分らの配下だ。隷従するのは当たり前だ、という姿勢です。3割自治どころか、1割自治が現実？

(石村) 自治体は、いまでもパンクしそうなほどの業務を抱えています。自治体ポイントのようなこんなくだらないプランで、自治体の業務をさらに増やそうとしているのは、解せませんね。

(辻村) 自治体がポイントの形で商品券を発行すれば、紙の商品券より上乗せ額を大きくする案も浮上していますが・・・。

(石村) 各種の世論調査では、「こんな愚策は止めろ」が多数意見です。カードを店舗の端末にかざせばポイントで支払いができる仕組みの導入など、零細事業者にとっては、カネを生まない仕事とコストがかかるだけです。本当に迷惑なわけです。

(辻村) IT利権につながるかもしれません。しかし、零細事業者にとっては、ますます生業を圧迫するだけです。

(石村) それに、庶民のプライバシーも、ますます危なくなる。IT企業にとり、購買データなどは、ビッグデータ、メタデータとして「宝箱」に映るかも知れませんが・・・。

◆頓挫した財務省の「消費税レシート還付」プランを再点検する

(辻村) 以前にも、確か2015年9月頃でしたか、財務省は、消費者が店頭では10%分の消費税を負担し、その後、マイナンバーを使って、課税庁に一定額（年間1人4,000円）の還付を求める「消費税レシート還付」プランを提案しました。その趣旨は、逆進対策であるとされましたが・・・。

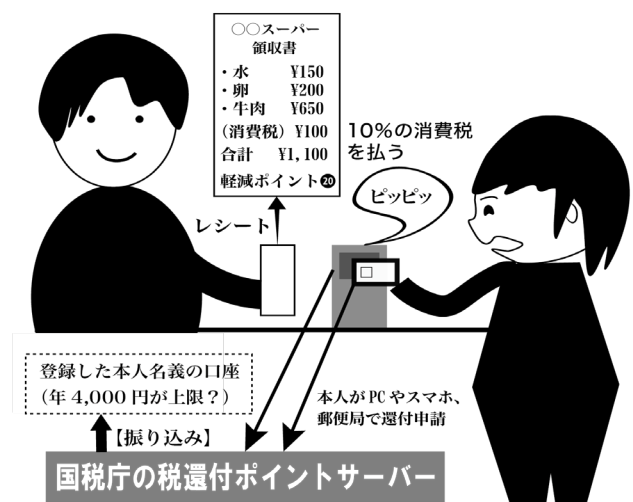
(石村) 当時、財務省は、公明が主張した軽減税率導入に難を示し、この訳のわからない消費税レシート還付プランを出してきたわけです（CNNニュース83号参照）。

(辻村) 当時、財務省は、こんなプランが国際的に通用すると思ったのでしょうか？

(石村) まあ、軽減税率に代わる提案として真剣に考えたのでしょうけど・・・。この消費税レシート還付プランで、最終消費者は、課税物品やサービスの購入段階では、基礎的な飲食料品（レストラン等での外食も含む。）の購入を含め店頭では10%の消費税を負担することになります。つまり、店頭では10%分の消費税を負担し、その後、課税庁に一定額（年間1人4,000円）の還付を求められる仕組みです。

(辻村) 店頭では、消費者が自己の個人番号（マイナンバー）カードを使用した場合に限り、領収書（レシート）に8%相当の飲食料品の購入額の軽減ポイントを記載するというものでしたね。

(石村) そうです。それで、溜まった還付ポイントは国税庁の還付ポイントサーバーに蓄積し、PCやスマホ、郵便局などに設置した還付機器から還付申請をすれば、事前の個人番号（マイナンバー）管理を望んだ金融口座などに振り込む仕組みを想定しておりました。



(辻村) こんな、1人に4,000円配る方がよほど効率的なのは、小学生でも分かることですよ。それに、マイナンバーカードの紛失・悪用の危険など「百害あって一利なし」です。トンデモナイ仕組みでした。複数税率・軽減税率の導入、タックスインボイス（税額票交付）方式への転換を主張する公明党が反対し、このプランは最終的に頓挫しましたが・・・。

(石村) この財務省の「消費税レシート還付」プランは、税収減につながる軽減税率導入に抵抗し、かつ個人番号カードを持たせるのが狙いで、時代劇に出てくる悪代官の悪巧み・・・そのもののように批判されました。

(辻村) ともかく、財務省の個人番号カードを使った消費税レシート還付プランは、「個人番号カードを取得しない人は消費者ではない」といったスタンスにつながるものでしたから、私も、アウトになったのは当たり前だと思います。

(石村) カード取得を半ば強制するような提案ですからね。

(辻村) 自分の身元（氏名／住所／生年月日）だけでなく、生涯利用を強制される背番号（マイナンバー）も記載されたカードを常時持ち歩かせようとする危険なプランです。

(石村) まあ、実質「国民登録証」である個人番号カードを常時携行する癖を付けさせるという魂胆がありありの提案ですね。役人のささやきに呼応して自民がまた、こうした危ないプランをやろうとしているわけです。

(辻村) まったく、懲りない面々ですね。

(石村) そもそも、マイナンバーとかソフトな表現で、国民の人格権を公有化する共通番号構想を役人と結託してすすめたのは、いま国民民主党にいる元財政当局で役人をしていた古川元久議員など旧民主党の連中ですから・・・。こんな連中には二度と政権に戻ってきて欲しくないという選挙民を多いと思います。

(辻村) 困った連中ですね。

(石村) この危ない消費税レシート還付プランについて、憲法違反のツールである個人番号導入を押し進めた旧民主党の連中は、沈黙しておりましたが・・・。

(辻村) ちなみに、お隣の韓国では、「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」を採用していますね。

(石村) そうです。財務省の消費税レシート還付プランは、この韓国の制度のパクリに近いものでした。ただ、韓国の「現金領収書（レシート）税控

除／還付制度」は、現金取引中心の事業者の「売上げや所得把握」が本来の目的です。消費税の還付が狙いではありません。

(辻村) 事実、韓国ではタックスインボイス方式（税額票交付方式）を採用しています。ですから、財務省の消費税のレシート還付プランの本音は、低所得者保護などではなく、事業者の「監視」にあったことは明らかでしたね。

◆中央の役人が自治体のムダな業務を増やしてはいけない

(石村) 「ふるさと納税」とか、中央の役人は、やたらと持てる知恵を出して、いろいろが政策を練り上げて、実施してきます。しかし、その政策が失敗しても、責任を取りたがらないわけです。住基ネット、高速増殖炉もんじゅ等々・・・例をあげたら、きりがありません。

マイナンバーカードを使った「自治体ポイント」みたいな、自治体とか事業者に不要な賦役を課すアイデアも、まさに「小人閑居して不善をなす」の典型です。中央の役人の数を減らして、つまらない政策を立てる時間がないようにさせないといけないと思います。

(辻村) 中央の「指示待ち族」となってしまう自治体の自治能力、資質なども問題なのでしょうけど・・・。

(石村) 確かに、大方の自治体の首長、職員も、中央の方に顔を向けており、国の役人の横暴にまともに抵抗できる状況にないことも大きな問題だと思います。

(辻村) やはり自治体の首長・議会・職員は、市民の方に顔を向けた業務遂行をしないとダメですね。

(石村) 住民税特別徴収通知書への番号記載問題では、総務省の方針に対抗した自治体も少なくありませんでしたから・・・。自治体も、体当たりでやれば、中央の役人の不条理な要求をストップできると思います。

(辻村) 確かに、マイナンバーカードの常時携行につながる「自治体ポイント」のような不要な自治体業務を増やすプランについても、同じことがいえますね。第一線の自治体が、お年寄りをはじめとした住民のプライバシーを護るためにより積極的な発言が求められていますね。

石村代表、非常に有益なご指摘、参考になります。ありがとうございました。

共通番号いらないネット：全国集会を開催

どうなってるの？マイナンバー

— いまこそ共通番号制度の廃止を！ —

日時）2018年10月20日13:30～16:30
 於）東京文京区民センター

報告：CNN ニュース編集部

番 号法施行から3年を迎える2018年10月に、マイナンバー（共通番号）制度が今どうなっているのかを考える全国集会が開催された。主催は、共通番号いらないネット（共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会）。場所は、東京・後樂園にある文京区民センター。参加者は100名程度であった。

集会では、各界でそれぞれの立場からマイナンバー制度に反対してきた市民が、リレートークの形で報告・発言。マイナンバー制度の施行3年を振り返り、今後の課題について報告・討論を行った。発言者は、青野友信氏（税経新人会）、知念哲氏（神奈川県保険医協会）、藤代政夫氏（千葉県議会議員）、伊藤とし子氏（佐倉市議会議員）、原田富弘氏（共通番号いらないネット）、マイナンバー違憲訴訟東京弁護団（出口かおり氏）、石村耕治氏（PIJ／プライバシー・インターナショナル・ジャパン代表）、清水勉氏（弁護士）、山崎秀和氏（共通番号制度を考える会・静岡）（順不同）であった。

各発表者の発言のあらましは、次のとおり。

●青野友信氏（税経新人会）の報告

税務の第一線で活躍されている青野氏からは、住民税特別徴収通知書への番号記載問題と事業者が役所へ提出する資料への番号記載について、税務現場での対応状況の報告・発言があった。また、今夏、税理士によるIT大国、電子政府大国とされるエストニア視察を実施した旨の報告があった。また、青野氏は、今夏エストニアを訪問された体験から、エストニアのような国民が信頼できる政府であってはじめてICカードを使った電子政府の構築がゆるされるとの考えを披露した。この点、日本は、国民が政府を信頼できる実情にはないこ

とから、背番号とICカードを使った電子政府構想は危険であり、ゆるされないと指摘した。

●知念哲氏（神奈川県保険医協会）の報告

医療事務問題に第一線で取り組んでいる知念氏からは、政府の医療情報活用、策とマイナンバー制度について報告があった。主に、①データヘルス改革推進計画、②全世代型社会保障計画、③政府の狙いとその本気度などについて報告した。

●藤代政夫氏（千葉県議会議員）

千葉県議を務めている藤代氏からは、マイナンバーは国民総背番号であることを常に認識して行動する必要がある旨指摘があった。また、同氏は、監視カメラ設置が各所に広がり、監視社会・管理される社会化が急速に進展している現象に警鐘を鳴らした。さらに、県議会で、マイナンバーについて県警察に質問すると、かれらの姿勢は、「特定個人情報（番号付き個人情報）の提供を求めるが、捜査資料であり証拠物として刑事訴訟法に基づき施錠して管理」、「番号法上の管理ではない」、「どのように特定するかは捜査手法なので回答できない」等々・・・「捜査」というマジックワードを使って、特定個人情報の利用・流通の実態がブラックボックス化している実情にあることを批判し、警鐘を鳴らした。

●伊藤とし子氏（佐倉市議会議員）

千葉県佐倉市議を務めている伊藤氏からは、マイナンバーカードの発行事務を担当している第一線から見てきた問題点について、報告・発言があった。カードの交付状況は、7月末現在、全国平均で11.5%、千葉県12.8%、佐倉市9.6%とのこと。

佐倉市の取組みとしては、市議会でマイナンバー制度について質問をし、機会があるごとに市民に情報提供を行ってきていること。住民税の特別徴収額決定通知書へのマイナンバー記載による個人情報保護対策については、アスタリスク対応を求め、市側もこの対応を選択した旨報告した。また、同市では、住民票・戸籍の附票・印鑑証明のコンビニ交付が2017年2月から開始された旨報告した。

●原田富弘氏（共通番号いらないネット）

共通番号いらないネットを主導している原田氏からは、共通番号いらないネットが8月29日に参院議員会館で実施した、個人情報保護委員会（PPC）との意見交換（ヒアリング）についての状況報告があった（詳しくは、CNN ニュース 95号参照）。同日のヒアリングでは、PPCは真に第三者機関なのか、年金機構がわが国民企業に特定個人情報を含むデータの処理を委託し、その民間企業はさらに中国企業に再委託した実態について、PPCは国民の立場にたって監視できていないことを追求した旨報告があった。個人情報保護委員会（PPC）の実態は、個人番号（マイナンバー）実施翼賛機関ではないのか？と市民から大きな疑問符がついていることから、原田氏らの運動は高く評価されている。

●出口かおり氏（マイナンバー違憲訴訟東京弁護団）

出口氏からは、マイナンバー違憲訴訟、とりわけ東京訴訟について報告があった。訴訟での請求概要は、①国は、番号法に基づき、原告ら【原告41人・実働弁護団4人】の個人番号の収集・保存・利用および提供をしてはならない、②国は、原告

らの個人番号を削除せよ、③国は、原告らに対し、11万円ずつ慰謝料を支払え、である。国は、原告が設定する土俵に乗らないように、曖昧な主張に終始する印象で、早期終審を求めているとのことである。

●石村耕治氏（PIJ／Privacy International Japan 代表）

石村氏からは、「個人情報保護委員会（PPC）って何？／政府立法と議員立法とはどう違う？」という視点から発言があった。この点についての石村氏の発言を簡潔にまとめると、次のとおりである。

「個人情報保護委員会（PPC）は、本当に第三者機関なのか？言いかえると、なぜPPCはマイナンバー実施翼賛機関に成り下がってしまったのか、その主な原因についてふれた。1つは、PPCを設置する法律である個人情報保護法が、委員会に、国の行政機関や地方自治体は所管外になっていることにある。そして、もう1つは、個人情報保護法は、政府立法、つまり国の行政機関が原案を仕上げ、内閣を通じて国会に提出・成立していることがある。言い換えると、原案を仕上げる役所が自分ら行政機関に委員会が口を挟むような法律を作りたいがらないのは当たり前ではないか。また、国会議員は、次々と役人がつくって国会に出してくる法案をすべての的確に精査できていない実情にあることも忘れてはならない。」さらに、石村氏は「市民団体は、野党議員や議院法制局と協力して、政府立法でつくられた個人情報保護法の改正案をまとめあげる努力をする必要がある」と指摘した。個人情報保護委員会（PPC）が、真の第三者機関と

変身するためには、この委員会の権限・所管が国の行政機関や地方自治体にも及ぶように法改正が必要である」（詳しくは、当日配付された【資料】参照）。

さらに、石村氏は、各界から出席された発言者が、目の前にぶら下げられている人参（マイナンバー）に向けて、懸命に走らされているような感じを受けた旨指摘した。今回は、マイナンバー廃止集会であるはずなのに、「皆さん、廃止どころか、順法第一のような感じを受けた。『廃止』の原点に戻ろう・・・」

どうなってるの？ マイナンバー

いまこそ共通番号制度の廃止を！

- 2018年10月20日（土曜日）13:30～16:30（開場13:15）
- 文京区民センター 3階 3-A会議室（裏面案内図参照）

この10月で番号法の施行から3年がたつんだって。
個人情報を一網打尽にするマイナンバーって、どうなってるの？

年金情報の漏えい問題って、未だにくすぶったまま。
DV・ストーカー被害者の情報も提供拒否できないんだって。
今のままじゃあ個人情報保護委員会も頼りにならないしなあ。
やっぱり共通番号制度は、さっさと廃止するしかないね。

医療情報や戸籍にまで付番するって言うし
カードを入場規制や外国人管理にも使うそうだよ。
利用拡大の防止めもきかなくなってるし、
監視を目的とする制度へと変わって来たね。

発言者 石村耕治さん（Privacy International Japan 代表）、清水勉さん（弁護士）
青野友信さん（税経新人会）、知念哲さん（神奈川県保険医協会）
山崎秀和さん（共通番号制度を考える会・静岡）、藤代政夫さん（千葉県議会議員）
伊藤とし子さん（佐倉市議会議員）、原田富弘さん（共通番号いらないネット）
マイナンバー違憲訴訟東京弁護団、違憲訴訟神奈川弁護団（順不同）

資料代 500円 どなたでも参加できます

主催 共通番号いらないネット（共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会）
<http://www.bango-iranai.net/>

連絡先 Tel. 080-5052-0270（宮崎） event@bango-iranai.net



【写真提供】
共通番号いらないネット／柏木美枝子氏

と呼びかけた。

また、石村氏は、青野発言にふれて、「エストニア（人口134万）を訪問されて、国民の信頼が高い番号カードを使った電子国家に感銘されたとのことである。しかし、エストニアはさいたま市（128万超）

より少々大きく横浜市（373万超）よりも小さい都市国家のような国である。こうした小国で、電子国家、電子政府がうまく機能するとしても、人口が1億2,673万の日本では、全員に番号カードを持たせるのも容易ではないのではないか。こうした小国をサンプルにわが国と制度比較するのは、ミスリーディングにつながる可能性もあるので慎重な評価が要る」旨指摘した。正鵠を射た発言であった。

さらに、石村氏は、「番号推進に向けた順法」ではなく、「番号廃止に向けた事業者にタダ働きを強いる年末調整の廃止」、「番号の勤務先への提出ではなく、市民が税務署や年金機構など行政庁のホームページ（HP）に直接アクセスしてデータベースに打ち込む仕組みに改革し、企業が、必要以上にマイナンバーや特定個人情報を書き込まなくてよいシステムへの変更を求めるべき」だと提案した。

加えて、石村氏は、「企業は、本来、働きたい人たちに雇用を提供し、給料を払い生活を保障することが本務である。全員確定申告にし、年末調整を廃止するのが本来の姿である。年末調整やそれに付随する家族全員の特定個人情報の収集や保存のような、本来行政がやるべき苦役を企業に押し付け、タダ働きを強いる仕組みの廃止・改革を求めるべきではないか？」と提案した。

●清水勉氏（弁護士）

清水氏は、原田氏らが進める個人情報保護委員会（PPC）との対話（ヒアリング）を高く評価した。委員会と敵対するのではなく、対話を深めることにより、委員会の姿勢の変化も期待すべきであると発言した。同時に、現行の個人情報保護法を改正し、国の行政機関や地方自治体も個人情報保護委員会（PPC）の所管にするための努力が必要である旨指摘した。

さらに、清水氏は、戸籍事務へのマイナンバー導入問題にもふれた。法務省などの動きについて、同省は戸籍事務へのマイナンバー導入に消極的なのではないかと指摘した。ただ、共通番号いらないネットをはじめとした市民団体は、気を緩めずに注意深く対応して欲しいと呼び掛けた。

●山崎秀和氏（共通番号制度を考える会・静岡）

山崎氏は、日常、税金や社会保険の実務に携わっていると、番号廃止を願いながらも、いつのまにか、税務署や社会保険庁、年金機構などのペースに乗せられて、思わず順法のことばかり考えるようになりがちで、反省している旨発言した。また、年末調整など、事業者にタダ働きさせる仕組みを廃止し、給与所得者にも確定申告を求める運動をしつかりと展開していく必要があると認識している旨発言された。

●宮崎俊郎氏（共通番号いらないネット）

最後に、今回の全国集会を主催に尽力した宮崎氏は、「政府は、マイナンバーを、医療情報や戸籍にまで付番する、カードをオリンピックの入場管理や外国人管理にまで広げる動きを強めている。しかし、歯止めのないマイナンバーの利用拡大は、監視社会化と人権への大きなインパクトとなるはずだ。番号監視国家は絶対に認めてはいけない。もっとも市民の結束を強めてマイナンバー廃止に向けた具体的な運動を展開していこう」と結んだ。

今回の集会では、事業者やそれを支援する民間団体、市民団体が、執行行政庁（税務署、社会保険庁など）や公的政策実施機関（年金機構、日本学生新機構など）などの意向に振り回され、右往左往している姿が浮き彫りになった。

確かに「順法」は大事である。しかし、「マイナンバー」という「人参」を目の前にぶら下げられてひたすら走り続ける馬のような行動をすることには、自戒が必要である。

資産補足を敬遠し、マイナンバーでの預金口座のひも付けも低調と各紙で報道でされている（日本経済新聞2018年11月2日朝刊、毎日新聞2018年11月11日東京朝刊）。国民全体が、一生涯不変で人権侵害ツールである12ケタ背番号を使った危ない監視国家、監視社会の構築など望んでいない。人権を護る視点に立って「プアーとリッチが団結したマイナンバー廃止運動」を強めていかなければいけないと感じる。

【配付資料】

共通番号いらないネット主催／18.10.20 マイナンバー
廃止全国集会：石村耕治 PIJ 代表発言要旨

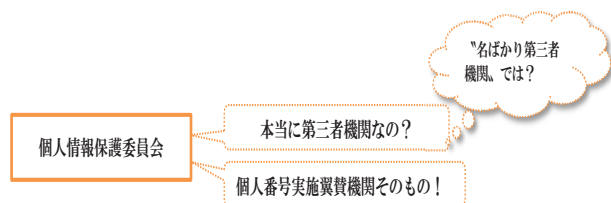
どうなっているの？マイナンバー
いまこそ共通番号制度の廃止を！

個人情報保護委員会って何？／ 政府立法と議員立法はどう違う？

日時）2018年10月20日13:30～16:30
於）東京文京区民センター

石村耕治（PIJ代表）

【表1】市民からみた「個人情報保護委員会」って何？



【表2】個人情報保護委員会の任務についての委員会 HP
での PR

個人情報保護委員会は、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。

*傍点引用者（<https://www.ppc.go.jp/aboutus/commission/>）（法60条）

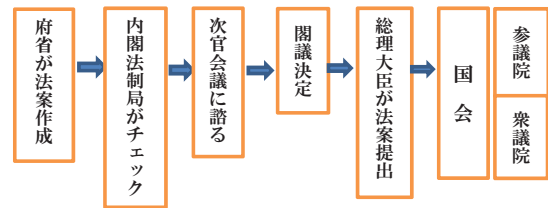
【表3】個人情報保護法は改正が必要 議員に法改正を働きかけよう！

- ・委員会（PPC）は、国の行政機関や自治体を指導できないような法的仕組みになっている。
- ・なぜならば、国の行政機関とか自治体などは、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に含まれていないからである（法2条5項）。
- ・ただ、マイナンバー付き個人情報（特定個人情報）の取扱いについては、行政機関などについても、指導・監督等の対象としており、その取扱者に対しては助言や指導等ができる権限を有していると解することもできる（法33条～35条）。
- ・したがって、PPCが、行政機関などの特定個人情報取扱いに関する苦情や指導などの申出を受け付け、問題とされた行政機関等の苦情担当部署（相談窓口）に引き継ぎ、その後の処理経過について報告を求める、あるいは助言や指導等を行うことができると解される。

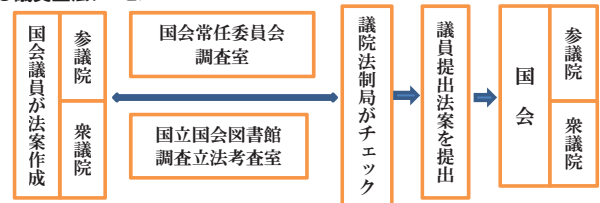
政府立法（閣法）と議員立法はどう違う

・憲法41条は「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と規定。この規定を文字どおり読むと、国会議員が努力して法律をつくる、いわゆる「議員立法（国会単独立法）」が唯一のルートのように見える。ところが、わが国の立法手続には、「政府立法」（内閣提出法案、いわゆる「閣法」ともいう。）という、もう1つのルートがある。つまり、国の縦割り行政のルールに従い、その事務を所掌する行政（府省の担当局・課）が中心となって法律をつくるルートである。

●政府立法（閣法）プロセス



●議員立法プロセス



【表4】第193回国会（2017年1月20日～6月18日）の立法状況

○議員提出法案	
《衆議院》〔計〕26	（内）可決成立8、未了廃案1、その他17
《参議院》〔計〕166	（内）成立1 その他165
○政府提出法案	
《衆議院》〔計〕66	（内）可決成立63、未了廃案3

【表5】各国のカード交付政策：米・加・豪ではICカードは不採用

- ① **アメリカ** 紙製のSSN (Social Insurance Number/社会保障番号) を発行していますが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、SSNカードを財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起している。
- ② **オーストラリア** TFN (Tax File Number/納税者番号) を書留郵便で通知していますが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、TFNカードは発行していない。
- ③ **カナダ** プラスチック製のSIN (Social Insurance Number/社会保険番号) カードを交付するかたちで各人にSINを通知してした。しかし紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、2000年にSINの民間利用を原則禁止したのに続き、2014年にSINカードの交付を停止。現在、「SINの通知書」（文書）で送付。なお、以前交付されたSINカードについては、利用可能であるが、当局は、財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起。

最新のAI 関連ニュース

わが国政府、AI 総合戦略推進に向け政策パッケージ策定へ

グローバルなデータ覇権争いのなかで
日本は大丈夫か？

—— 求められる個人の主体的な自己決定を支える法制 ——

石村 耕治（PIJ代表）

●はじめに

政府は、2018年9月28日、関係閣僚会議を開いた。そこで、人工知能（AI = artificial intelligence）の本格的な導入にむけた総合戦略の策定に着手した。これまでのAIの政府計画は、成長戦略の一部にとどまっており、その進め方が不透明との指摘もあった。そこで、今回は、IT総合戦略本部や知的財産戦略本部など政府の科学技術関連の会議を実質的に、イノベーション会議に一元化し、官邸主導でAI戦略をとりまとめる。政府のAI総合戦略には、今後3年間の関連施策を盛り込む。

政府のAI総合戦略では、AI開発を担う人材育成のための学校教育改革や、農業や健康・医療・介護、国土強靱化／物流といった産業のICT（情報通信技術）化を進める。

今臨時国会に「デジタルファースト法案」を提出し、成立を図る方向だ。だが、この法案では、徹底した市民／国民のプライバシー保護で、巨大な4強・ガーファ／GAFA（グーグル［親会社はアルファベット］、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップル）と対峙できる内容になる見込みは薄い。

法案成立後、日本が議長国を務める2019年の20か国・地域（G20）首脳会議でAI・ICTの取り組みを世界に発信するという。AIを政権の成長戦略の核に位置づけ、19年4月にとりまとめる。G20で発表し、わが国へのAI投資の積極的な姿勢をアナウンスするとのことだ。勇ましい限りである。だが、EUをはじめとした個人市民のプライバシー保護を強力に打ち出している諸国の失笑を買わないか心配である。

加えて、政府は、プラットフォームと呼ばれるオンライン仲介企業である巨大な4強・ガーファ／

GAFA対策を念頭に、独占禁止法による新たな規制のあり方の検討に入った。データ寡占が競争政策上問題ではないかと考えているからだ。

お役人は、企画を立て、仕事をつくるのが大好きだ。しかし、企画倒れ、血税のムダ遣いに終わるものも多い。問題は、彼らは、つくった仕事に失敗しても、国民に対して責任を取らないことだ。こうした傾向は、IT戦略関係では、とくに顕著だ。

データエコノミー／デジタルエコノミーがグローバルに拡大する環境のもとで、巨大なプラットフォームである4強・ガーファ／GAFAが、熾烈なデータ覇権争いを続けている。わが国のIT企業は束になっても、彼らと対等に競争するのは至難である。にもかかわらず、お役人が立てた戦略では、わが国はAI大国を目指す、とか、絵空事を並べ立てている。グローバルなAI化の荒波のなかで、わが国が具体的にどのようなスタンスで臨むつもりなのか、よくわからないものが多い。

データ寡占が競争政策上問題であるという視点にたち、独占禁止法で新たな4強・ガーファ／GAFA対策を打ち出すのはよい。しかし、独禁法ではなく、個人情報保護の強化で4強・ガーファ／GAFA対策を急ぐべきだと思うのだが。優先順位が違うのではないか。こうした政策順位決定は、「国内IT企業ファースト、市民／国民の人権保護ラスト」の認識からくるものと思われるが、大きな疑問符がつく。

そこで、今回は、市民／国民目線で、政府のAI総合戦略のストロングポイント（強み）とウィークポイント（弱み）を探ってみる。

【内容目次】

●はじめに

- ◆教育改革：大学卒業者のレベルを認証する制度の導入
- ◆地域言語（日本語）対 グローバル言語（英語）の闘い
- ◆「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」危ない政策
- ◆データローカライゼーション再考
- ◆ガーファ／GAFA 対策が主眼のEUのGDPRに学ぶ
- ◆独禁法によるガーファ／GAFA 対策の行方
- ◆政府のAI 総合戦略で、ガーファ／GAFA 対策は大丈夫？
- ◆米財務省フィンテック報告書とは
- ◆9月18日米連邦議会上院銀行委員会「フィンテック公聴会」

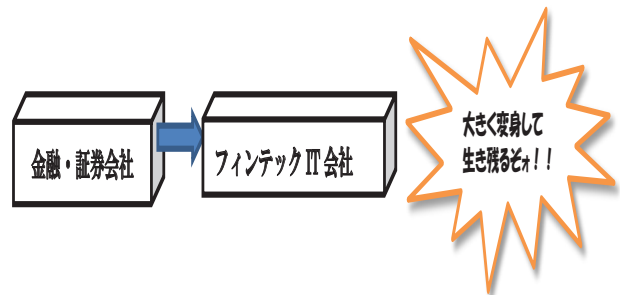
●むすびにかえて

◆教育改革：大学卒業者のレベルを認証する制度の導入

社会のあらゆる場面で、人の行動履歴や個人の購買データなど大量のデータを利活用する動きが加速している。この背景には、「データエコノミー (Data Economy)」¹「デジタルエコノミー (Disital Economy)」の飛躍的な拡大がある。つまり、ビッグデータ (big data) やメタデータ (matadata) を活用した機械学習 (ML = machine learning) や人工知能 (AI) の実用化が着実に進展していることがある。加えて、インターネット取引、スマートフォン (スマホ) など ICT の飛躍的な普及がある。業界、業種によっては、ビッグデータやメタデータなしでは、事業が成り立たない、競争ができないところまできている。

産業のIT化・AI化のスピードが増すについて、雇用形態や採用する人材も、様変わりしてきている。最たる例は、金融・証券業界である。この業界は、かつて、法律や経済学などを学んだ、いわゆる「文

系」の人たちを数多く採用してきた。しかし、今日、様相は一変し、「理系」の採用が中核を占めている。この背景には、フィンテック (fintech)²、ブロックチェーン (分散型台帳) などのハイテクの出現がある。また、インターネットなどの情報通信の高度な発達もある。つまり、決済業務、融資業務、投資・運用業務、仮想通貨業務など、金融・証券業務全般がデジタル化し、PC・スマホ・タブレット端末などのICT (情報通信技術) に支えられている実態がある。とりわけ、電子決済サービスの代行業については、最近 (2017年5月) の銀行法改正により政府規制が緩和され、キャッシュレス、銀行／金融機関不要の方向に大きく舵を切ってきている。言い換えると、金融・証券業界は、フィンテックIT企業に変容しないと生き残れない現実がある。



学校教育も、こうしたデータエコノミー／デジタルエコノミーの拡大に呼応する必要がある。文科省も、教育機関への単なるハコモノに対する補助金・交付金の交付を、IT関連投資、ネット環境整備に傾斜的配分を行う方向に大きく転換して行く必要がある。黒板、白板で授業をやっている教育機関には、補助金・交付金を減額する位の英断が必要である。

海外からきた研究者がIT大国と自認するわが国にある大学を訪れ、一部の大学は別としても、豪華な校舎、レジャーランド化には一生懸命のようにみえるが、概してIT教育環境の劣悪さに驚いている。もっとも、学ぶ意欲が低下し無気力で大人になり切れない学生を抱える大学が大半である。学生にとり、テーマパークのような大学は居心地が良いかも知れない。確かに、社会へ出たら直ち

¹「データエコノミー (data economy)」とは、人間の行動履歴や個人データ、社会や企業などのデータを蓄積し、市場での競争に利活用する新たな経済構造を指す。

²「フィンテック (fintech)」とは、金融サービス (financial service) を提供するために使われる、金融／ファイナンス (finance) とさまざまな先端的なデジタル技術 (technology) が融合したテクノロジーを総称する言葉である。簡単にいえば、「金融 (Fin) とIT (Tech) との融合」を指す。「金融技術」とも邦訳される。



にミスマッチを起こしそうな人たちに、さらに IT 教育学習を強制するのも酷かも知れない。こうした意味では、わが国の大半の大学は、将来を見据えるのではなく、`多数決クイズ`的な思考にたって運営をしているようにもみえる。

◆地域言語（日本語）対 グローバル言語（英語）の闘い

データエコノミー／デジタルエコノミーのグローバル化も著しい。これとともに、わが国は、もはや地域言語である日本語一辺倒ではグローバルな対応がしきれなくなっている。学校教育でも、小学校段階から、英語に重点が置かれはじめた。また、IT 教育、AI・数理・データサイエンス教育の充実も叫ばれている。



確かに、わが国では、IT に携わる国内の人材は不足している。このことから、政府の IT・AI 戦略において、将来を見据えて、IT 教育、AI・数理・データサイエンス教育改革を柱に据えるのは、ストロングポイントといえる。

ただ、戦略のたたき台には、大学入試の全学部で数学を課すことや、データサイエンス教育を大学全学部の必修科目にするなどの案を盛り込んでいる。大卒時の IT 能力を測り、就職時に活用できる仕組みも検討するという。

しかし、この提案には異議ありだ。IT 教育は、初等・中等レベルの教育で行うのが基本であろう。高等教育レベルでの IT や AI 教育は、それらを専

攻する学部等で学ぶ者を中核とすべきである。文系の教育を受ける者に、数学を課し、大卒時の IT 能力測定は行き過ぎである。高等教育は、自分が選択した分野を深く学べる仕組みとしないといけない。言い換えると、IT や AI 教育の基本は、初等・中等教育を充実させることで対応できるようでなければならない。

また、戦略のたたき台でいう教育改革では、IT・AI 教育の充実をうたうだけで、英語教育充実の論及がない。IT・AI 英語は、日常の英会話とは別物といえる。医療英語、法律英語、経済英語のジャンルがあるように、IT・AI 英語のジャンルもある。とりわけ、IT・AI 用語は、カタカナ表記が多いことからわかるように、専門用語がそのまま使われている。IT・AI 英語を学ぶ機会を充実させる対応が求められる。

与党が目指す移民政策には大きな疑問符がついている? この政策を成功させるには、わが国の `公用語` を日本語から英語を切り替えるくらいの覚悟が要るかも知れない。このままでは、日本語の壁に苦しむ多くの下層階級の人づくりにつながる可能性が高い。

◆「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」危ない政策

「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」が、政府の AI 総合戦略の 1 つの柱になっている。しかし、時代は「データローカライゼーション (data localization)」が世界のメインな流れである。データローカライゼーションでは、中国のように、事実上、`データが国家管理になる`との指摘もある。このため、データローカライゼーションは、「データナショナリズム (data nationalism)」とも呼ばれたりする。したがって、危険な考え方とする声もある。しかし、これは、極端な例で、偏頗的な考え方である。



本来、データローカライゼーションは、市民に大幅なプライバシー権を法認し、強大な力を持つIT企業や国家と対峙できるようにしようとする考え方である。はきちがえてはいけない。

「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」は、あくまでも、市民に大幅なプライバシー権を法認したうえでの話でなければならない。でないと、わが国市民の個人情報、グローバルなプラットフォームである4強・ガーファ／GAFAの餌食になり、食いちぎられてしまう。

■「データ保護で自国ファーストはデータナショナリズムに通じる」は迷信！！

わが国政府は、これまでIT総合戦略本部を中心にオープンデータ施策などを推進し、国・自治体・民間企業が保有するデータの活用を促してきた。しかし、いまだ新事業の創出や経済成長などの目に見える成果には結びついていない。そこで2016年12月7日に、議員立法で「官民データ促進基本法」を可決・成立させた。

この法律では、国民のプライバシー保護を後退させる一方で、国民データの活用推進を優先させる基本方針を明らかにした。明らかに、データローカライゼーションの思考を欠いている。こうした法律が世に出てくる背後には、「データローカライゼーションは、自国ファースト、ひいてはデータナショナリズムに通じる」という思考があるのかも知れない。だが、それは「迷信」ではないだろうか？

■国家が個人データを紐付け監視できるマイナンバーの愚策

今秋（2018年）の臨時国会でのオリンピック担当大臣の汗だくの国会答弁を行政の役人が支える状況は、実に痛々しい限りであった。しかし、この状況は、私たち市民には「反面教師」でもある。今の政府は、役人なしでは機能しないことを如実に教えてくれている。

政府、いや、政府を牛耳る中央行政の役人は、大量の個人情報データを紐付け監視するため、生涯不変の危ないマイナンバー（個人番号）の拡大利用に必死だ。IT実務では、できるだけ定期的にパスワードを変えてデータセキュリティ（安心・安全）を確保するように求められる時代であるのにもかかわらずである。1つの番号を生涯利用するなど危ないに決まっている。にもかかわらず、イケイケドンドンで、マイナンバーの民間機関によ

る自由（自発的）な利用も視野に入れて利用拡大に策を練っている。



アメリカのプラットフォームと呼ばれるIT企業の1つであるフェイスブック社のデータ管理のむろさが連邦議会で厳しく問われた。何千万件もの個人情報データが繰り返しハッキングにあり、ダダ漏れが続いていたのである。こうした実情を尻目に見ながら、わが政府は野放図にマイナンバーの利用範囲を拡大させているのだから驚く。

また、遅々として進まないマイナンバー（個人番号）カードの普及・活用の促進目当ての、東京オリンピックやカジノ入場チェックへのマイナンバーカードの利用、自治体ポイントプランなど、政府による市民監視の強化、個人情報データの産業利益優先につながる政策も問われている。



センシティブな個人情報データを表記したマイナンバーカードは、紛失したら市民のプライバシーは危機に瀕するのは目に見えている。まともな感覚の市民なら、こんなもの持ち歩きたくない。また、スマートフォン（スマホ）全盛、カードレスの時代に入っている。

グローバルにみても、何らかの形で番号制を導入する主要先進各国でも、ICカードの採用・積極的利用には消極的である（次頁参照）。

■稚拙な官民データ促進基本法

2016年12月7日に議員立法で成立した「官民データ促進基本法」は、プライバシーを大事にしたいという市民が持つ時代感覚から大きく乖離した法

●各国のカード交付政策：米・加・豪ではICカードは不採用

①アメリカ

紙製のSSN (Social Insurance Number / 社会保障番号) を発行しているが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、SSN カードを財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起している。

②オーストラリア

TFN (Tax File Number / 納税者番号) を書留郵便で通知しているが、紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、TFN カードは発行していない。

③カナダ

プラスチック製のSIN (Social Insurance Number / 社会保険番号) カードを交付するかたちで各人にSINを通知してした。しかし紛失・盗難などで他人に悪用され、なりすまし犯罪などに使われるのを防ぐために、2000年にSINの民間利用を原則禁止したのに続き、2014年にSINカードの交付を停止。現在、「SINの通知書」(文書)で送付。なお、以前交付されたSINカードについては、利用可能であるが、当局は、財布やカバンなどに入れて常時携帯をしないように、市民に注意を喚起。

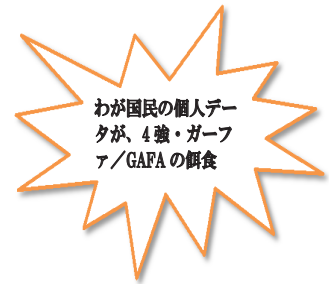
律といえる。言い換えると、国民背番号であるマイナンバーを搭載したICカードを持たせ、全国民の個人情報を実質的に公有化するとともに、民間企業が自由にビジネス利用できるようにするイケイケドンドンの方針をうたった法律といえる。

加えて、官民データ促進基本法では、はじめて「AI (人工知能)」、「IoT (インターネット・オブ・シングス)」、「クラウド・コンピューティング・サービス」などを定義した。さらに、国・自治体のデータの活用促進のため、システムの規格統一や互換性の確保などを謳っている。だが、こうした野放図でテンコ盛り、プライバシーゼロの内容の政治主導の政策に、市民のコンセンサスが得られているとは思えない。そもそもプライバシーゼロ政策で、4強・ガーファ／GAFA と対峙は無謀である。むしろ、こうした政策は、わが国民の個人情報をガーファ／GAFA の餌食にする「呼び水」的な役割を果たす。まさに、グローバルにみると、データ覇権争いなどの思考がまったくなく、稚拙な法律といえる。

耳を疑ってしまう話がある。それは、この官民データ促進基本法は、4強・ガーファ／GAFA 対策でつくられたとうそのような本当の事実である。わが国のIT企業は東になっても、巨大なジョーズのようなプラットフォームである4強・ガーファ／GAFA (グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェ



(public use)



イスブック、アップル)には到底太刀打ちできないのは自明ではないか。

議員連中は、まさに「井の中の蛙大海を知らず」である。4強・ガーファ／GAFAの強大さを知らな過ぎる。こんな基本法で、わが国のIT企業の育成、グローバル化につながる、と考えることなどまったくの勘違いである。むしろ、わが国市民の個人情報／プライバシーは、市場競争と法の支配のルールを逆手に取った4強・ガーファ／GAFAに食いこぎられてしまう。4強・巨大なジョーズを相手に国民の個人データを撒き餌にするような、稚拙な議員立法には、本当にあきれる。

政府のAI 総合戦略でいう「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」は、聞こえは悪くない。わが国のIT企業に利点があるようにはみえる。だが、現実には、悪平等につながり、巨大なジョーズのような4強・ガーファ／GAFAを利するだけではないか。

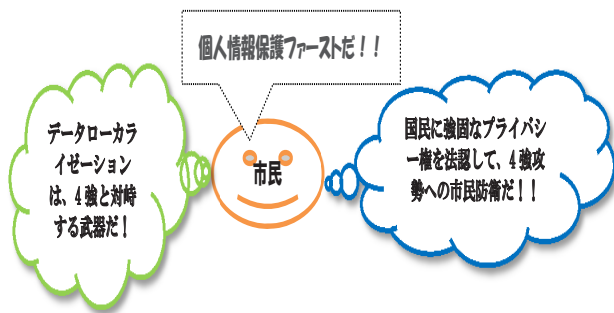


(public use)

国民に強固なプライバシー権を法認して、4強・ガーファ／GAFAと対峙できるようにする政策が求められる！

◆データローカライゼーション再考

2016年の官民データ促進基本法は、平和ボケした稚拙な立法といえる。本来は、EUの一般データ保護規則 (GDPR) のように、データ取引において個人が主体的に意思決定できる法制を整え、プライバシー権を武器に、4強・巨大なジョーズにわが国の個人市民が立ち向かえるような議員立法を探らなければならなかったはずである。まさに、「木を見て森を見ない、浅はかな議員立法をしてし



まったといえる。

今般の政府の AI 総合戦略にいう「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」にも、大きな疑問符がつく。個人が主体的に意思決定できる法制を整え、プライバシー権を武器に、4強・巨大なジョーズにわが国の個人市民が立ち向かえるような戦略とパッケージでないといけない。

わが国市民の個人情報データのコピーを国内のサーバーで保存を義務づけること（サーバーの国内設置義務）や真に独立した個人情報保護組織を持たない国への個人情報データの国外移転を禁止なども検討する必要がある。このためにも、わが国自体が、個人情報保護法を市民ファーストの内容にするための改正を急がなければならない。

■問われる個人情報保護委員会のスタンス

加えて、法的制度設計が悪く個人情報保護には役立たない「名ばかり第三者機関、の個人情報保護委員会（PPC）の改組を含め、個人（情報主体）のプライバシー権の保護・強化に向けた改正は、待ったなしである。

例えば、現行の個人情報保護法は、委員会（PPC）に対して、「個人情報取扱事業者」の個人情報取扱いに関する苦情の申出に対処する権限を与えている（法 61 条 2 号）。ところが、国の行政機関とか自治体などを、個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」から除外しているのである（法 2 条 5 項）。つまり、会社や商店、私立学校などの民間機関のみを、「個人取扱事業者」とし、PPC が対処できる対象としているのである。国の行政機関とか自治体などには、PPC はアンタッチャブルなわけである。

こんな法制では、市民の個人情報、プライバシー

●「名ばかり第三者機関、の個人情報保護委員会（PPC）」



が、行政内部でたらい回しにされたり、法令等に従わない取扱いをされても、情報主体である市民はそうした取扱いに歯止めをかけることは至難となる。しかも、行政にプライバシーを侵害されたと思う市民が、個人情報保護委員会（PPC）に救済を求めても、「我われ（PPC）は、所管外である」として門前払いされる。

確かに、市民の個人情報、プライバシーを取り扱う役人には守秘義務が課されている。役人は「我われは口が堅いから、心配無用（Don't worry, we won't tell）」というかも知れない。しかし、本来、国民の個人情報、プライバシーは「人権」である。公務員の守秘義務のなかで生かされている権利ではない。公務員の守秘義務は、国民の人権である個人情報、プライバシーを護るための「壁」になるかも知れない。しかし、守秘義務はあくまでも「脇役」に過ぎない。市民は、自分の個人情報、プライバシーが行政内部で違法に取り扱われたとしても、その非違について、テマ・ヒマかけて裁判（司法）で救済を求めるしか途はないというのでは、個人情報保護委員会（PPC）をつくった意味がない。こうした場合に、市民は、個人情報保護委員会（PPC）に苦情の申出をし、駆け込み救済を求められる仕組みにしないといけない。

ところが、個人情報保護委員会（PPC）は、市民からの行政による個人情報取扱いに関する苦情の申出を請けることや、その申出に従い国の行政機関を助言・指導などはできない法的仕組みになっているわけである。こんなザル法制ではいけない。EU 法などを做って、個人情報保護委員会は、民間と公的機関の双方の個人情報データを監視できる（オムニバス方式の）仕組みに改組し、「国民ファースト」なものにしないといけない。



他にも問題がある。個人情報保護委員会（PPC）は、個人情報データの適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関ではあるものの、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の有用性に配慮しつつ、活動するように求められている（個人情報保護法 60 条）。このことから、PPC は、徹底した個人情報データの保護にあたれない。

IT企業や行政などが市民の個人情報、プライバシーを利活用する「利益」にも目配りをしなければならないからである。

■求められる包括的な個人情報保護法の制定

実際にPPCの活動を市民目線でチェックすると、「IT企業ファースト」の姿勢が目立つ。例えば、民間機関に市民が提出したマイナンバーの使い回しを法認する解釈を示すなどは、市民感覚からはまったく解せない。また、PPCは、自治体が民間企業などに送付する住民税の特別徴収額決定通知書へのマイナンバー記載が問題になった際にも、個人情報保護対策についての的確な対応をしなかった。さらに、日本年金機構がわが国民間企業に特定個人情報を含むデータの処理を委託し、その民間企業はさらに中国企業に再委託したケースについても、国民の個人情報を保護する立場にたってしっかり監視しようとしなない。

その一方で、PPCは、EU（欧州連合）の一般データ保護規則（GDPR）で求められる個人情報保護水準の十分性の認定については、わが国企業の利益を確保すべく、PPCがEU当局と交渉にあたっている。また、米フェイスブック社の大量の個人情報流失に関して、PPCは、フェイスブック日本法人の幹部を呼んで、同社の個人情報の管理・利用に関して顧客に十分な説明責任を果たすように行政指導を行った旨報道されている（日本経済新聞18年10月13日朝刊参照）。

わが国のPPCが、個人情報の有用性を旗印に「企業ファースト、市民ラスト」の姿勢をとり続けると、実質的に世界をデータで支配する4強・ガーファ／GAFAの利益をますます極大にすることにもつながる。

国会は、役人がつくった「市民の最もプライベートなことへの侵入を無防備に許容する政策」に盲従するのを止めないといけなない。そして、国民のプライバシー権を強固に保護し、個人が主体的に自己決定できる法制をつくらなければならない。これにより、国民が自己のプライバシー権を武器に4強・ガーファ／GAFAに対峙できるようにしないといけなない。

政府の最新のAI総合戦略では、「個人情報保護やデータセキュリティを重視する」方針を打ち出している。この点はストロングポイントだ。世界を膨大なデータ量で支配する4強・ガーファ／GAFAに待ったをかけるには、データを取り扱う主役を、企業から個人に移し、市民データ防衛隊を

法認するしか手立てはない。個人市民一人ひとりに強力なプライバシー権を法認し、武器を供与する政策の選択は必要不可欠である。

まさに、わが国のIT・AI政策策定者が、データローカライゼーションの思考を持てるかどうかにかかっている。

EUは、データローカライゼーションの思考のもと、一般データ保護規則（GDPR）を施行し、個人のプライバシー権を法認し、個人データを強力に保護する政策を実施にこぎつけた。わが国は、EUに学ぶべきである。

◆ガーファ／GAFA対策が主眼のEUのGDPRに学ぶ

すでに指摘したように、プライバシー権、個人データの保護を武器に、4強・ガーファ／GAFAに公然と闘いを挑んだのがEUである。多くの先進諸国において、個人データを取得する際に、それが適法であるためには、その「個人（データ主体）から同意（consent）を得る。」が基本中の基本である。

加えて、EUのGDPR（一般データ保護規則）では、次のような市民の権利を法認した（詳しくは「Q&A:EU一般データ保護規則とは何か」CNNニュース94号参照）。

●EUのGDPRで法認したプライバシー権

- ・個人（データ主体）は、個人データの取得の際にした同意（consent）を、いつでも撤回できる。
- ・個人（データ主体）は、自己データにアクセスする権利（自己データの開示を求める権利）に加え、データ主体に対し「忘れられる権利（right to be forgotten）」、いわゆる「削除権」を法認した。
- ・自動化された処理のみに基づく決定の対象とならない権利（Automated individual decisions）」を法認した。このことから、プロファイリングを含む自動化された決定に対し、データ主体は異議を唱えることができる。
- ・自分の個人データがダイレクトマーケティング（DM）に使用されることの拒否を通知する、「ダイレクトマーケティングを拒否する権利（right to object direct marketing）」も法認した。
- ・EU市民の個人データのEEA域外への輸出（持出し／移転）を原則として禁止したうえで、欧州委員会、EU並みの個人情報保護水準に達していると認定（決定）した第三国・地域に限って、輸出（持出し／移転）が認められる仕組みにした。

こうしたEUのGDPR制定による最も強力な規制は、データローカライゼーションの考え方に基づ

く。もちろん、GDPR 制定による一連の個人（データ主体）の権利拡大、個人データ利用規制の背景には、4強・ガーファ／GAFA 対策があった。

ネット上でホテルの空室を検索したり、あるいは商品を購入すれば、すぐさま付近のホテルや同じような商品のPRがPCなどのスクリーンに頻繁に表示され、メールが送りつけられてくる。クッキー技術を使った「ターゲティング広告」である。ターゲティング広告は、4強・ガーファ／GAFAの重要な収入源である。多くのサービスは無料を装っている。しかし、消費者は、実際には「個人データの提供」という対価を負担している。つまり、消費者は、自分の知らないうちに自分の個人データを利用されている。しかも、どれだけ利用されているかもわからない。まさに、EUのGDPRは、こうした個人データ利用に関する「不明瞭会計」に対しデータ主体が「ノー」といえる法的ルールを定めたのである。

◆独禁法によるガーファ／GAFA 対策の行方

プラットフォーマーと呼ばれるガーファ／GAFAのようなIT大手は、その優越的な地位を利用して競争を阻害する傾向が強い。そこで、わが国政府は、独占禁止法（独禁法）を使ってデータ独占の規制を強化する方向性を打ち出した。ガーファ／GAFAは、大量の購買データを蓄積・保有するなど、ビッグデータを利活用して、既存のビジネスで圧倒的な市場支配力を有し、かつ、AIやEVの開発など新ビジネスへの参入で優位にたっている。事実、ガーファ／GAFAのビジネスモデルにより、価格支配力も強まり、中小企業のみならず、大手の書籍や日用品、衣料品などの販売事業者を窮地に追い込んでいる。そこで、独禁法の優越的な地位の濫用について、メスを入れるとともに、ルールの策定、法違反の問い方を精査していくとしている。

有効なプラットフォーマー対策の1つのようにも見える。しかし、トランプ政権の金魚の〇〇〇のような安倍政権で、米ガーファ／GAFAに、わが国の経産省や公正取引委員会が物言いができるのか、お手並み拝見といったところだ。

◆政府のAI 総合戦略で、ガーファ／GAFA 対策は大丈夫？

収益を拡大するために、個人の位置情報や購買履歴などの「個人データ（personal data）」を利活用したい企業が世界中にひしめいている。ビッグデータや人工知能（AI）、あらゆるモノがネットにつながるIoT（internet of things／何でもインターネット接続）などの技術の進展で、その重要なコンポーネントである個人データの価値が急激に増してきているからである。

すでにふれたように、EU（欧州連合）は、新たな一般データ保護規則（GDPR=General Data Protection Regulation）を、2018年5月25日に施行した。GDPRでは、個人情報、個人の所有物である、と明確に規定した。私有財産制を基礎とする国家体制においては、個人データの所有権はその個人に帰属する。社会主義の中国では、個人に土地所有権はないし、個人データも国家管理になる方向性を強めているのとは対照的だ。

収益拡大のために個人データを利活用したいと世界中にひしめく企業のなかでも、グローバルIT企業、とりわけ4強・ガーファ／GAFA（グーグル、アマゾン・ドット・コム、フェイスブック、アップル）による情報独占が世界的で問題になっている。中国のようなデータ国家独占ではないものの、いわゆる「グローバル企業データ独占資本主義」が問われている。

アップルに次いでアマゾンは、株価時価総額が1兆ドル（100兆円）を超えた。わが国トヨタは20兆円程度で、はるかに及ばない。4強・ガーファ／GAFAは、検索エンジン、交流サイト（SNS）、Eコマース（電子商取引）などを通じ膨大な個人データを手にしている。4強・ガーファ／GAFAは、豊富な資金を使ってM&Aを繰り返し、ますます強化してきている。また、フィンテック（fintech）を活用し、金融サービスにも進出してきている。

フィンテック（fintech）は、その利便性が叫ばれる一方で、個人情報／プライバシーへの新たなリスクにもつながっている。金融とITとを融合させる、あるいは双方の垣根を低くするための政府規制を緩和する動きもある。各国とも、規制緩和（deregulation）が、真の消費者ファーストにつながるのかどうかについて、慎重な検討を行っている³。なぜならば、多くの諸国においては久し

³ ちなみに、わが国の金融庁は、2016年11月に「金融庁におけるフィンテックに関する取組み」、そして2017年2月に「フィンテックに関する現状と金融庁における取組み」を公表している。



Fintech イメージ (public use)

く、「銀行業と他の事業との分離 (separation of banking and commerce)」する政策を維持することにより、消費者を保護してきたからである。フィンテックの新潮流は、まさしくこれまでの銀行業

に関する伝統的な消費者保護の考え方に変革を迫るものである。

「フィンテック (fintech)」の称賛者は、とかく消費者の利便性を強調しがちである。しかし、消費者のプライバシー保護を背後に追いやるかたちでデータエコノミー／デジタルエコノミーが拡大し、フィンテックが存在意義を強めていることを忘れてはならない。フィンテックのあり方を議論する場合には、利便性とリスクとをどうバランスをとるか慎重な検討が求められている。

◆米財務省フィンテック報告書とは

アメリカ連邦財務省は、2018年7月31日にトランプ大統領あての報告書「経済的機会を創設する財政制度：ノンバンク金融、フィンテックおよび革新 (Report to President Donald J. Trump, A Financial System that creates economic opportunities: Nonbank Financials, Fintech, and Innovation)」(以下「米財務省フィンテック報告書／DOF Fintech Report」)(222頁)を公表した⁴。

この米財務省フィンテック報告書は、IT企業が銀行の顧客情報を共有することに積極的姿勢を示している。フィンテック (Fintech) を有効活用すれば、利便性が高まり、金融サービスの効率化にも資するとする論調である。すなわち、銀行の顧客である消費者の金融プライバシーを、第三者であるフィンテックを活用したIT企業(以下「フィンテックIT企業」)が運営するクラウドやデータアグリゲーション・プラットフォームに蓄積・保管することを法認し、当該フィンテックIT企業や消費者が、「金融情報の自由 (financial data freedom)」を謳歌できるようにすべきである、との方向性を描いている。

米財務省フィンテック報告書は、しきりに「金

融情報の自由」を強調する。しかし、この報告書でいう「自由」は、消費者の金融情報の使い回しの自由を示唆している。消費者の権益を後回しにし、フィンテックIT企業の権益ファーストの臭いがプンプンしている。

アメリカにおける銀行業務は、健全・適切な運営を確保するためのさまざまな政府規制に服している。信用維持・預金者保護などのため一定の担保資産の確保などは、最たる措置の1つである。しかし、IT企業には、こうした銀行業務に課される政府規制がない。IT企業の水準に合わせて銀行業務の規制緩和をする。あるいはIT企業に銀行保有の顧客情報にアクセス・使い回しを法認するのは危ない。問題が起きたときに消費者が深い傷を負うことになるのは目に見えている。

IT企業が、銀行が保有する消費者の金融情報に自由にアクセスできるようになったとする。IT企業は、消費者各人の日常の消費支出や公的支出の詳細に、無償でアクセスできるようになる。消費者の金融プライバシーは、巨大なIT企業である4強・ガーファ／GAFAなどに食いちぎられ、風前の灯火と化す怖れが極めて強い。

IT企業は、銀行の顧客情報の金融業務目的での共有・使い回しは、その始まりに過ぎない。次に、彼らは、銀行の顧客情報を金融以外の通販などの業務への商業利用解禁にターゲットを定めるであろう。銀行保有の消費者金融情報をドミノ倒しのように幅広く使い回すことに途を拓くことにつながりかねない。こうした筋書が透けて見える財務省フィンテック報告書に警鐘を鳴らす識者も少なくない。

◆9月18日米連邦議会上院銀行委員会「フィンテック公聴会」

2018年9月18日、アメリカ連邦議会上院銀行委員会(正式名称は「銀行、住宅および都市問題に関する委員会 (Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs)」は、マイク・クラポ (Mike Crapo) 委員長のもと、午前10時から「フィンテック：デジタル化、データおよびテクノロジー (Fintech: Examining Digitization, Data, and Technology)」公聴会 (hearing) (以下「フィンテック公聴会」)を開催した⁵。

⁴ Available at: https://home.treasury.gov/sites/default/files/2018-08/A-Financial-System-that-Creates-Economic-Opportunities---Nonbank-Financials-Fintech-and-Innovation_0.pdf

このフィンテック公聴会には、次の4人の証人が参加し、証言を行った。

- ・**委員長**：マイク・クラボ (Mike Crapo/アイダホ州選出・共和党)
- ・**証人①**：スティーブン・ボムス (Mr. Steven Boms)：ロビー団体のアロン・アドボカシー代表で、中小のフィンテック IT 企業の事業者団体である消費者金融データ権 (CFDR=Consumer Financial Data Rights) グループの代表
- ・**証人②**：スチュアート・ルービンスタイン (Mr. Stuart Rubinstein)：フィデリティ・ウェルス・テクノロジー (Fidelity Wealth Technologies)
- ・**証人③**：ブライアン・ナイト (Mr. Brian Knight)：ジョージ・メイソン大学教員
- ・**証人④**：ソーレ・オマロバ (Ms. Saole T. Omarova)：コーネル大学教授、金融機関と市場の法規制プログラム長

4強・ガーファ／GAFAは、ブロックチェーン（分散型台帳）をはじめとしたフィンテック（fintech）を活用し、これまでの決済業務の代行に加え、融資業務、投資・運用業務、仮想通貨業務など、金融・証券業務全般に触手を伸ばし始めた。わが国IT企業、さらには金融・証券企業は、4強・ガーファ／GAFAに買収されることがあっても、とても立ち向かえないのではないのか。

●むすびにかえて ～求められる個人の主体的な自己決定を支える法制

世界をデータで支配する4強・ガーファ／GAFAに待ったをかけるには、データを取り扱う主体を、企業から個人に移し、市民／国民データ防衛隊を法認するしか手立てはない。個人市民一人ひとりに強力なプライバシー権を法認し、武器を供与する政策の選択は必要不可欠である。わが国のIT業界や金融・証券業界を含む産業界は、政府の「データの自由な流通による産業の活性化を目指す」AI戦略に身を任せてはいけな

い。やデータセキュリティを重視する」政策で対峙する方向を目指さないといけない。

個人データ保護、プライバシー保護は、人権問題である。政府は、内外のIT企業が、わが国民の人権であり個人データを食い物にするのに法的歯止めをかけないといけない。政府のAI総合戦略は、「個人情報保護やデータセキュリティを重視する」方向へ大きく舵を切らなければ、究極的には、わが国民やわが国IT企業を4強・ガーファ／GAFAから護るのは至難である。

わが国は、個人情報保護法の改正を急がなければならない。法的制度設計が悪く個人情報保護には役立たない「名ばかり第三者機関」の個人情報保護委員会（PPC）の改組を含め、個人（情報主体）のプライバシー権の保護・強化に向けた改正は、待ったなしである。EU法を倣って、PPCを「市民／国民ファースト」な活動ができる組織にし、PPCに市民／国民を護るための権限を与えないといけない。現在のようにPPCが「IT企業ファースト、市民／国民ラスト」の姿勢を続けると、大量のビッグデータやメタデータで実質的に世界を支配する4強・ガーファ／GAFAの利益をますます極大にするだけである。政府は独禁法で規制をかけるとはいうものの、アメリカの腰巾着のような安倍政権にできることは限られているはずだ。それに、国境のないネット取引をするプラットフォーマーへのわが国独禁法の域外適用（extra-territorial application of the anti-monopoly law）は容易ではない。

国会は、中央の行政府の役人がつくった「市民／国民の最もプライベートなことへの侵入を無防備に許容する政策」に盲従するのを止めないといけない。そして、市民／国民のプライバシー権を強固に保護し、個人が主体的に自己決定できる法制をつくらなければならない。これにより、市民／国民が自己のプライバシー権を武器に4強・ガーファ／GAFAに対峙できるようにしないといけない。

⁵ Available at: https://www.banking.senate.gov/hearings/fintech_examining-digitization-data-and-technology

なお、連邦議会下院金融サービス委員会の下にある金融機関および消費者クレジットに関する小委員会（House Financial Services Committee, Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit）は、2018年1月30日に「フィンテック市場における機会と挑戦の検討（Examining Opportunities and Challenges in the Financial Technology（「Fintech」）Marketplace）」の表題で、また、同年9月28日に「デジタル時代における金融市場の機会の検討（Examining Opportunities for Financial Markets in the Digital Era）」の表題で、公聴会を開催している。Available at: <https://docs.house.gov/Committee/Calendar/ByEvent.aspx?EventID=108740>。フィンテックについては、CNNニュースで詳しく分析する予定である（CNNニュース編集部）。

●新刊紹介

国民税制研究第4号 (2018年12月／ネット発刊)

《特集：EVシフトとマイレージ税（走行距離税）＋日米の内部留保課税》

国民税制研究所 発刊 《http://jti-web.net》

中村克己（PIJ編集局長・税理士）



国民税制研究所 (JTI = Japan Tax Institute) から『国民税制研究第4号』がネット発刊された (<http://jti-web.net/>)。

第4号は、EVシフトと道路財源：自動車EVシフトと道路財源：自動車燃料税から自動車マイレージ税／課金への転換と人権＋内部留保課税：留保課税法制入門＆トランプ税制改革：私立大学内部留保課税の導入～米私大の過大基本財産投資所得への課税理論について特集を組んでいる。

* * * * *

EVシフトの動きが加速している。これまでの自動車燃料税から自動車マイレージ税／課金（走行距離税／課金）への移行・転換が待ったなしである。【論説】「EVシフトと道路財源」では、サブタイトル「自動車燃料税から自動車マイレージ税／課金への転換と人権」にあるように、自動車税の抜本改革のあり方について、日米比較を中心に人権論を含め包括的に分析しているのが特徴である。

わが国政府・与党も、2019年度税制改正の大綱において、EVやカーシェアリングの普及を踏まえ、2020年度以降の自動車関連税制を抜本的に見直し、自動車走行距離税／マイレージ税に転換を図る旨アナウンスした。

第4号では、アメリカの自動車マイレージ税／課金（走行距離税／課金）の動向に傾注する形で、詳細な制度分析を試みている。アメリカの先端IT技術を駆使した自動車マイレージ税／課金（対距離自動車税／課金）モデルには、市民の自動車走行情報の集約による監視社会（Big Brother）化を推し進め、市民のプライバシー利益にマイナスに作用するのではないかと強い批判がある。

この背景には、アメリカでは、裁判例の積み重

国民税制研究®

《ISSN 2188-6970》

第4号（2018年12月）

Japan Tax Journal No. 4

《目次》

◎巻頭言：グローバル化の荒波と日本税制の立ち位置	石村耕治
【論説】EVシフトと道路財源：自動車燃料税から～自動車マイレージ税／課金への転換と人権	石村耕治
【研究ノート】《図説》留保課税法制入門	石村耕治
【対論】アメリカ私大のエンダウメント／基本財産の投資の実態	石村耕治・中村克己
【論説】トランプ税制改革：私立大学内部留保課税の導入～米私大の過大基本財産投資所得への課税理論と課題	石村耕治
【論評】問われる社会保険診療サービスへの消費税非課税措置～「ゼロ税率」の賢い使い方を考えよう	辻村祥造
《編集後記》	中村克己

発行 国民税制研究所 (JTI Japan Tax Institute) ®

ねで、市民には「公道を無償で自由に通行する権利 (common law right to travel public roads)」があると認められていることがある。加えて、この権利は、憲法上の権利としても確立していることがある。

すなわち、市民は自分が居住する州内や複数の州をまたいで移動する、または自動車などで公道を通行することは、人権として保障されている法環境にある。

わが国でも、好むと好まざるとにかかわらず EVシフトが進むにつれて、自動車燃料税から自動車

マイレージ税／課金への転換が進むものと思われる。その際に、市民が徒歩や車両で「公道を無償で自由に通行する権利」をどのように織り込むのかは、重い課題である。また、モバイル機器やソーシャルメディア（SSN）などを活用した走行データの大量収集は、さらに収集した大量データのビッグデータとしての活用への途を開く。

市民の走行データが、国家とIT企業とタイアップしたデータ監視カルチャーに容易に組み込まれてしまうことが危惧される。深く考えても自分ではどうにもならないと思ったとき、人は考えることをやめる。そういうことにならないためにも、自動車燃料税から自動車マイレージ税／課金への転換を議論するにあたっては、EU（欧州連合）では常識である「自分の走行データの削除権（忘れられる権利／right to be forgotten）」や「プロファイリングを含む自動処理による個人に関する決定の対象とならない権利（Automated individual decisions）」など、プライバシー権をはじめとした市民の人権の保障について、徹底的な議論を尽くす必要がある。

* * * * *

わが財務省が2018年9月3日に公表した法人企業統計によると、いまや、わが国企業（金融・保険業を除く全産業）の2017年度の内部留保は、446兆円に上った。第2次安倍内閣が発足する前の2011年度から164兆円も増加した。にもかかわらず法人減税を続ける政府・与党の姿勢には大きな疑問符がつく。

わが国の大企業は、なぜ毎年巨額の内部留保を溜め込むことに必死なのであろうか。内部留保への適正な課税で賃上げや投資を促すべきとの声も強い。

【研究ノート】《図説》「留保金課税法制入門」は、

経済学や財政学で語られてきている法人企業の「内部留保金課税」について、日米比較において、税法の視角から、やさしくイメージし、図説したものである。〴〵営利法人の内部留保課税とは何か、を日米比較で包括的に理解するのに役立つのではないかな。

わが国では、内部留保課税の問題は、営利法人を中心に論じられてきた。しかし、無税スキームのなかで巨大化する非営利公益法人の過大な内部留保も問われている。

【論説】「トランプ税制改革：私立大学内部留保課税の導入～米私大の過大基本財産投資所得への課税理論と課題」は、アメリカで新たに導入された有名私大の内部留保所得への課税制度を詳細に分析したものである。2018年に施行されたトランプ税制改革法（TCJA=Tax Cut and Jobs Act of 2017）では、私大が抱える基本財産を投資して得た果実（リターン／投資所得）に対し、1.4%の税率で規制税を課すことにした。この課税実施の背景には、公器であるはずの有名私大が、自らのキャンパスをタックスヘイブン（無税地帯）のようにみだてて、ステークホルダーである学生をそっちのけで、得意の金融工学を駆使し錬金・内部留保の極大化に走る私大経営陣に対する連邦議会の強いいらだちがあった。

【対論】「アメリカ私大のエンダウメント／基本財産の投資の実際」は、わが国の実情を含め、アメリカ有名私大の〴〵蓄財、実務を知るうえで参考になるのではないかな。

以上のように、国民税制研究第4号は、オリジナルティのある現代的テーマを取り扱っている。税の研究者や実務家が、グローバル化の荒波と日本税制の立ち位置の一端を知るうえで一助となるのではないかな。

編 集 及 び 発 行 人	プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
	東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
	Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
	編集・発行人 中村克己
	Published by
	Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590
	http://www.pij-web.net
	2019.1.7 発行 CNN ニュース No.96

入会のご案内 季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員（年間費1万円）の方だけに送っています。入会はPIJ の口座にお振込み下さい。 郵便振込口座番号 00140 - 4 - 169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)
NetWork のつぶやき ・与党・その背後にいる中央の役人が、マイナンバーカードを使った「自治体ポイント」プランを出してきた。巷にはスマホを使った民間企業のポイント集約アプリなどがあふれており、官の新規参入は要らない。自治体のムダな仕事をつくるプランはやめよう。中央の役人は、4強・ガーファ(GAFA)対策など、もっとグローバルな仕事をしないと (N)